

1 事業名

所沢市脱炭素社会を実現するための条例の制定

2 事業の概要

本市では、2050年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言しているが、その実現のためには、市・事業者・市民がそれぞれ主体的かつ連携して取り組む必要がある。そのため、脱炭素社会の実現に向けた各主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を示し、推進することを目的とし、条例を定めるものである。

3 他自治体の類似する政策等

近隣自治体では、埼玉県、東京都千代田区、神奈川県横浜市、神奈川県横須賀市等において類似する条例を制定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・所沢市環境審議会

諮問日 令和4年10月7日

答申日 令和4年11月28日

・パブリックコメント手続

実施期間 令和4年11月21日～12月20日

意見提出者数 14人

意見数 40件

5 関係法令、基本計画との整合性

地球温暖化対策推進法、環境基本法、所沢市環境基本条例、所沢市マチごとエコタウン推進計画

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・ 所沢市脱炭素社会を実現するための条例概要図

目的 脱炭素社会の実現

基本理念

- ・脱炭素社会実現の重要性の認識
- ・各主体の積極的取組
- ・CO₂排出量の削減と良好な市民生活の両立

基本的施策

- ①再エネ等の普及や省エネの促進、CO₂排出量削減の施策の推進 ②森林等の保全及び活用
 ③人材の育成 ④国・地方公共団体・大学等・事業者等との連携 ⑤国際連携

具体的施策

再エネ等

市：再エネ等の普及促進、再エネ電気の地産地消の促進
 市民等：再エネ等の導入・優先利用に努める

推進体制

市民・事業者等の主体的な取組を推進する体制を整備

省エネ

エネルギー消費機器等
 市：導入促進施策
 市民等：購入に努める

建築物
 市：CO₂削減措置促進施策
 市民等：断熱、再エネ導入に努める

移動手段
 市：低CO₂移動促進施策
 市民等：低CO₂移動に努める

環境物品等の選択

廃棄物の抑制

環境学習の推進



条例の構成と、条例に基づき実施する施策のイメージを図示したものです。